

役員報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人川口市シルバー人材センター定款第28条に規定する役員（川口市一般職の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬、通勤手当及び退職慰労金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長又は専務理事のうち、当センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員については、賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報酬を支給する。

- (1) 理事長 月額 150,000 円
- (2) 専務理事 月額 420,000 円

2 非常勤役員の報酬は、理事会及び監査に出席した1日につき7,200円とする。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給日及び支給方法等は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等に出席した日に支給するものとする。

(費用)

第 6 条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表により実費相当額及び予算の範囲内において支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(公表)

第 7 条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表 費用の額

(1) 役員の出張に係る費用	旅費の支給規程に定める金額
(2) その他	実費

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(第 3 条の専務理事の退職慰労金を支給しないとする。また、退職慰労金の第 6 条を全て削除する。)

附 則

この規程は、平成 30 年度の事業終了に関する定時総会の終結の時から施行する。